

議案第45号

沼田市福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市福祉医療費支給に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年6月6日提出

沼田市長 星野 稔

沼田市福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

沼田市福祉医療費支給に関する条例（昭和49年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（福祉医療費の返還）

第9条 支給を受けた福祉医療費の額が、第3条第2項及び第5項の規定により支給しないものとされた額の全部又は一部を控除せずに決定された場合には、当該福祉医療費の支給を受けた者は、控除されなかった額を市長に返還しなければならない。

附 則

この条例は、令和5年8月1日から施行する。